

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理件数
及び苦情処理体制等について

1 国に寄せられた苦情処理件数(苦情処理体制別)
(平成18年度)

(のべ)

カテゴリ別内訳	国			
	総務省 行政相談	各省庁 窓口	計	
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	9	23549	23,558	うち、23,526 件は、国家公務員 における育児・ 介護を行う職員に ついての短時間 勤務制の導入に 関する要望。
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	55	88	143	
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	21	26	47	
4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	0	0	0	
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	8	49	57	
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	6	0	6	
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	71	38	109	
8 生涯を通じた女性の健康支援	1	10	11	
9 メディアにおける男女共同参画の推進	1	1	2	
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	5	11	16	
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	7	5	12	
12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	0	0	0	
13 男女共同参画施策の総合的な推進	0	61	61	
合計	184	23,838	24,022	

国に寄せられた苦情処理件数の推移(平成15年度～平成18年度)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総務省行政相談	123	100	144	184
各省庁窓口	169	143	39,039 (37,540)	23,838 (23,526)
苦情総件数	292	243	39,183 (37,540)	24,022 (23,526)

括弧内は国家公務員による短時間勤務要望

2 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情処理件数

(平成18年度)

(のべ)

カテゴリ別内訳		都道府県 ・政令指定都市
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	4
2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	20
3	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	4
4	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	0
5	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	5
6	高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	0
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	8
8	生涯を通じた女性の健康支援	0
9	メディアにおける男女共同参画の推進	2
10	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	4
11	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	0
12	新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	0
13	男女共同参画施策の総合的な推進	9
合計		56

都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情処理件数の推移(平成15年度～平成18年度)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
苦情総件数	103	84	60	56

3 都道府県・政令指定都市における苦情処理体制等の整備状況(平成19年4月1日)

地方公共団体には、法令による苦情処理体制・人権侵害救済体制の設置義務(基本法17条)はあてはまらないが、国の施策に準じた施策等を行う責務(第9条)が定められている。

- (1) 体制の有無 都道府県・政令指定都市64自治体全てに苦情処理体制が整備されている
新潟市・浜松市が新規に政令指定都市となり、
いずれも従前から苦情処理体制を整備していた
- (2) 処理体制の類型 庁内が最も多く、また26の自治体が第三者機関を取り入れている。
第三者機関(男女共同参画に限る) 23自治体
第三者機関(行政一般を取り扱う) 3 〃
既存審議会の活用 9 〃
庁内 34 〃
- (3) 専従担当者数 非常勤が大半である。
64自治体・・・常勤10人 非常勤119人
- (4) 受付件数(H18年度) 申出件数は56件あり、未済は0件である。